

第7回 総務・広報委員会の概要 (職域総合部会常設委員会)

I 日 時 平成21年6月18日(木) 13:30～17:00

II 場 所 日本獣医師会・会議室

III 出席者

【委員長】	大森 伸男	日本獣医師会専務理事・職域総合部会長
【副委員長】	湊 恵	香川県獣医師会会長
【委員】	井上 亮一	横浜市獣医師会常務理事
	岩田 颯三	千葉県獣医師会参与
	吉川 寛樹	島根県獣医師会常務理事
	小松 文嗣	山形県獣医師会常務理事
	佐藤 州司	大分県獣医師会常務理事
	鈴木 源一	和歌山県獣医師会理事
	田村 誠朗	北海道獣医師会副会長
	水下 健次	新潟県獣医師会専務理事
	山口 真誉	青森県獣医師会理事
	山下 稔	岡山県獣医師会常務理事

IV 議 事

【報告事項】

第6回総務・広報委員会の協議結果（報告）

【協議検討事項】

- (1) 新たな公益法人制度への対応
 - ア 新公益法人制度移行に向けて
 - イ 公益目的事業の整理と区分について
 - ウ 委員からの課題及び現状について
 - エ 日本獣医師会及び日本動物保護管理協会の吸収合併の対応
- (2) その他

V 会議概要

開会にあたり、大森委員長から、本日の委員会では、各委員から事前に提出いただいた各地区における公益法人制度移行の対応状況について報告いただき、協議させていただきたい旨の挨拶があった。

1 第6回総務・広報委員会の協議結果（報告）

大森委員長から、平成21年1月16日に開催した第6回総務・広報委員会の協議結果について説明があった。

2 新たな公益法人制度への対応

ア 新公益法人制度移行に向けて

大森委員長から、本委員会の議論を踏まえ、「新公益法人制度検討の要点」及び「狂犬病予防注射事業運営に当たっての留意事項（公益目的事業への認定に向けて）」の資料を作成し、地方獣医師会（以下「地方会」）に提示してきたが、今回、先に開催した理事会において、コンパクトな資料の提示を行ったかどうかとの意見があったことから、「新公益法人制度移行に向けて獣医師会の対応」及び「新公益法人制度移行に当たり準備・確認・検討すべき事項（骨子）」の資料を新たに作成した。

本日の委員会において、この4点の資料の内容について委員各位の了解をいただいた上で、本日付けで山根会長から地方会に提示したい。地方会における新公益法人制度移行対応の検討に当たっては是非、この資料を活用いただきたい。

この4点の資料をもって、本会としては、各地方会に指針として示す資料は揃ったと考えている旨が告げられた。

その後、大森委員長から、4点の資料について説明が行われ、委員の了解を得た。

イ 公益目的事業の整理と区分について

大森委員長から、新公益法人制度についての講習会が、財団法人公益法人協会の主催で継続して開催されている。本講習会に本会事務局職員が毎週1回参加しているが、その講習会で気付いた点等について整理したので参考までに説明する旨が告げられた。

事務局から公益目的事業の整理と区分について資料に沿って説明が行われ、以下の通り協議がなされた。

(1) 大森委員長から、

「出版事業の関係で、本会でいえば日本獣医師会会誌（以下「日獣会誌」）の編集発刊、予防接種証明書、医薬品指示書等の獣医療証明様式等の作製配布が公益目的事業として明確に位置付けられるかがポイントの一つともなる。日獣会誌については、仲間内だけの情報提供誌ではなく、あくまでも獣医学術の振興・普及や獣医師専門職の人材養成のための学術誌であり、技術情報提供誌でなければならない。そして、会員だけではなく、一般の者も入手できるスタンスをとらなければならない。

また、獣医療証明様式等は、作製配布事業のため税法上は収益事業となるが、かなりの事業費となることから公益認定法上、公益目的事業として位置付けなければならない。したがって、近々、地方会にも通知をする予定であるが、証明様式は法に基づく獣医師の適切な診療提供を証明するものであること、また、獣医師法に基づく獣医療の公的証明様式を作製配布するものであるとの位置付けにすることとしたい。以上の対応をとることが公益目的事業としての認定に備えていくこととしたい。現在、証明書類の配布を一括して地方会にとりまとめをお願いしているが、地方会からしか買えない、会員しか買えないというスタンスでは公

益目的事業の条件にはあてはまらないので、外向けには一定の条件を整えば会員外の方も公的証明書様式が入手できるということにしたい。

講習会等についても同様の考え方から、スタンスだけは会員外の方も参加できるようにしておくことが必要である。なお、会員外の方から一定の参加料を徴収することは員外利用ということでの対応は可能と考える。

周年事業については、周年行事開催時に公益性の高い講演会、シンポジウムを開催し、参加者を会員のみ限定せず、会員外でも希望する者を参加させるのであれば公益目的事業として認められるのではないか。」

との意見があった。

- (2) 委員から、「専門的な内容の研修会等の参加対象者を獣医師のみに限定することについて県に確認したところ、最終的に動物飼育者に技術等を還元するとの理解のもとであるならば専門的な研修会の参加者を獣医師のみに限定しても特に問題はないとの回答であった」との報告があった。

ウ 委員からの課題及び現状について

大森委員長から、公益認定を目指すに当たっての各地における課題及び現状等について各委員から説明いただき、説明後に議論する旨が告げられた。

委員から、各獣医師会における、①公益認定申請に向けての検討、対応状況並びに課題、②都道府県の担当部署との事前相談、折衝状況並びに結果等、③地区獣医師会及び関係他団体の公益認定申請の状況及び情報等について、順次、資料に沿って説明が行われ、以下のとおり協議がなされた。

- (1) 「日本獣医師会（以下「日獣」）を核とし各地方会とのネットワークを整備し、新会計システムの構築による経理事務の適正処理並びに技術の高位平準化、経理情報の共有化等が推進できないか」との質疑に対し、大森委員長から、「地方会それぞれの会計方法が異なること、別法人であることから実務上問題はないのか。来月の事務担当者会議では獣医師会の会計をベースに専門家の講師を招いて講習会を開催の予定であるのでその状況をみて検討したい」と回答された。
- (2) 「他の一般社団法人の会費を地方会が構成獣医師から徴収し、地方会がまとめて決済し、他の一般社団法人に支払うことに問題はないのか」との質疑に対し、大森委員長から、「地方会事業とは直接関係のない他団体の会費を地方会が会員から集めて他団体に納付すること。このことが、地方会の収支決算に入れることが公益認定においてどのような影響がでるか考えなければならない。懸念されるのは、他団体に収める会費は、地方会の公益事業費にはカウントされないため公益事業比率にどのような影響を与えるか。また、他団体に対する不当な利益の供与にとられかねない。等の課題がある。安易にこれまでやっていたことだからというわけにはいかないのではないか。本件には注意が必要である。」と回答された。

また、他の委員から、「本県の場合、構成獣医師は、県獣の会費と別団体の会費を併せて納入するが、別団体の会費は、県獣の会計には入れずに預り金で処理している」と発言があった。

- (3) 「本県では、会員の区分によって会費の額が異なるが、今後、会員区分、会費の

額に関係なく同じ議決権数を持たせなければならことから、高い会費を払っている会員から不満が出ている」との意見に対し、大森委員長から、「会員区分による議決権に差を設けてはいけないということが大前提となり、事業活動への参加の程度については当然、会費の納入に応じた対応が可能になるということで理解すべきではないか。また、専門職である獣医師を会員にする場合には不当な差別的要件を付してはいけないという規定があることで会員区分にどういった影響がでてくるのであろうか。特にアウトサイダー的な者を会員として入会させるための門戸は開くが、他の会員とまったく立場を対等にできないといった悩ましい事情も存在する。」との発言がされた。

- (4) 「本県の会員の区分は、県獣事業はすべて支部でとりまとめて実施している現状から、支部に入会し、県獣事業に参加する会員が一つの区分。県獣事業には参加せずに研修会等への参加のみを希望する者は別の会員区分として考えている。しかしながら、同じ獣医師を会員の上で区別していいのかとの意見もある」との意見に対し、大森委員長から、「支部への加入義務が合理的理由として説明できるかが問題である。支部活動が地方会の根幹となる以上、支部に入るのが合理的理由であり、入らない者については他の区分の会員にすることが不当な差別とはいえないという考え方もできるのではないか。」と回答がされた。
- (5) 「本部と支部の会計の一体制について、一体的にできない場合は、極力一体にしなければならないということ、また、どうしても一体的にできない場合はその理由付けで対応するしかないということから、県獣における本部と支部の関係を詳細に県の担当部署に説明したところ、一つの支部を一つの他の団体とみなすことによる対応を図ることによろしいのではないかと回答があった。すなわち、支部自体は連絡的な役割を果たすのみであり、県獣事業は支部が行うのではなく、個々の会員が行うとの理解であった。また、併せて役員 $\frac{3}{10}$ 規定について確認したところ、各支部から $\frac{3}{10}$ の理事が選出されなければ問題はなし。支部全てが同一とみなされるのではなく、支部の数だけ団体があるとの解釈であった」との発言がされた。これに対し、大森委員長から、「支部組織について、ある部分は本部と同一の団体であり、またある部分は本部と別の団体であるという切り分けができるのか。一体制といっても会計が100%すべて一体化していないと一体制として認められないのか。この点の見極めが必要である。しかしながら、今の論理でいうならば支部は本部と完全に別団体ということ認めることになる。そうであるならば支部の行っている事業は、本部が公益認定を受けるときの公益目的事業としてカウントできないこととなる。また、支部を本部と切り離すとするのは、獣医師会全体の組織の結束の確保との観点からしても大きな問題となる。公益認定の移行が大きな禍根となってはならない。方向としては、本部と支部の完全一体、または部分一体という線は崩すべきではない。」と発言があった。
- (6) 本県では、コンサルタント会社と契約して公益認定申請を行うこととした。今のところ、公益認定に際して問題点等はないようである。
- (7) 大森委員長から、「一般社団法人の認可申請は、公益社団法人に認定されるための準備作業と8割方は同じである。したがって、はじめから公益認定を目指す体

制整備をすることは、最終的に一般法人を選択せざるを得ない事態となったとしても決して無駄とはならない。まずは公益認定を取るべく準備をすべきである。」「地方会の中で、現段階で一般法人でも良いとして、早々とそのような対応を選択しているとすれば、その真意について、考えが及ばない。事務手続きに樂をしたいから一般法人を選択したいとするならば、それは見当違いと言わざるを得ないし、メリット・デメリットを言うならばなおさらのことと考える。これまでも公益法人として獣医師会活動を展開してきた法人である以上、先ずは今後とも公益法人としての手続きを目指して点検の上、環境整備を行うということでトライするとするのが筋ではないかと考える。」との説明があった。

- (8) 「食鳥検査事業について、厚生労働省の認可はあるものの、すんなり公益目的事業として認められないという話を聞いている。公益目的事業とするには、それなりの理論武装が必要である」との意見があった。また、他の委員から、「本県では食鳥検査が事業の6割を占めているので、公益目的事業として認められなければ、食鳥検査事業を別の組織に移す等の対策を講じなければならない」との意見があった。
- (9) 「本県では支部に支部活動費を支出しているが、この場合、最終的に本部が支部の分もまとめて決算を出しなさいという指導を行政庁から受けている。なお、支部独自の事業については、支部独自の会計として本部とは別に経理している」との発言に対し、大森委員長から「FAQを見ても本部から支部に支出した活動費を一体的に経理すればよろしいとまでは記載がなく、なんとなく全体を一体的に経理しなければいけないようなことが書いてある。100%やらなければならないのか、ある部分は支部独自で会計してもいいのか。いわゆる切り分けの対応も許されるのか。この点が明確に示されていない。今後、確認が必要である」との発言があった。

エ 日本獣医師会及び日本動物保護管理協会の吸収合併の対応

大森委員長から、日獣及び動管協の吸収合併の経過と今後のスケジュールについて説明があった。

VI まとめ

総務・広報委員会開催後、本委員会の議論の内容について会議概要としてまとめ委員会当日の資料とともに、地方会に送付している。今後、地方会での対応の参考に資するためにも前回同様に対応する予定である。

現在の委員各位の任期が6月で終了するが、総務・広報委員会においては、新制度移行対応の件を検討・協議していくこととなるので、その際にはよろしくお願ひしたい旨の挨拶があり、会議を終了した。